

# 『島根県写真帖』の成立

—1907年の山陰行啓をめぐる—

三 木 理 史

- I. はじめに
- II. 1907年山陰行啓と治績報告書
- III. 治績報告書の編纂過程
  - (1) 編纂物とその内容
  - (2) 写真帖の編纂過程
- IV. 『島根県写真帖』の内容分析
  - (1) 『甲山峡水』をめぐる
  - (2) 『島根県写真帖』の構成と収録写真
- V. まとめ

## I. はじめに

本稿<sup>1)</sup>の課題は、1907年山陰行啓時の島根県庁における『島根県写真帖』の編纂過程とその内容の分析を通して、府県写真帖の成立を明らかにすることにある。

三木理史は、地理写真を地誌的意図の下に配列して編纂した刊行物を「地誌写真帖」と呼称し、その通史を概観した<sup>2)</sup>。特に明治末から大正期を中心に道府県庁やそれに準ずる公的機関の行政資料相当の写真帖を「府県写真帖」と称し、全国的概観から以下の論点を析出した<sup>3)</sup>。

a. 府県写真帖は、道府県庁での天皇や皇太子への県治大要説明の参考資料＝治績報告書の1つとして編纂され、刊行時期の集中は嘉仁皇太子(天皇)の頻繁な行幸啓<sup>4)</sup>の実施と関係すること。b. その編纂の主目的は地方末端交通機関の未整備を補填して天皇や皇太子

の巡覧地訪問を当該地の写真天覧によって代替するもので、その刊行では在京専門業者による一括受注が全国的な定形化を促したこと。c. 1920年代以後には行幸啓への自動車利用の増加で天皇や皇太子の行動範囲が拡大したことで、経費削減のために刊行計画が縮小したこと。

このうちb.については、多彩な治績報告書の刊行をみた1908年の東北行啓時の宮城県<sup>5)</sup>と、奈良県<sup>6)</sup>や滋賀県<sup>7)</sup>を個別分析することで、地元写真師との受注関係や代表的な在京専門業者である田山宗堯<sup>むねたか</sup>の関与について、個別研究を積み重ねてきた。これらの全国的概観や個別分析によって、それまで特定府県の解題的紹介<sup>8)</sup>にとどまってきた府県写真帖の体系的理解が一定程度可能になった。しかし、a.・b.に関わった府県写真帖の成立の体系的把握には個別分析の深化がさらに必要で、刊行帖の通覧から推定できる以上の内容は明らかになっていない。

治績報告書のうち、太政官期巡幸時<sup>9)</sup>から編纂の確認できる地誌書、統計書、管内地図に対し、写真帖は確認事例が稀であるうえ未刊行のため現物対照が困難な場合が多い。橋爪紳也によれば、1878年に群馬県庁が写真師の撮影した県内の勝景を台紙に貼って写真帖として献上したのが府県写真帖編纂の最初としている<sup>10)</sup>。そのなかで1907年山陰行啓時の『島根県写真帖』<sup>11)</sup>は管見の限り刊行写真

キーワード：『島根県写真帖』、府県写真帖、行政文書、山陰行啓、『甲山峡水』

表1 明治・大正期における島根県の府県写真帖(筆者実見の刊行帖)

| 番号 | 書名     | 発行者   | 印刷者   | 印刷年月      | 発行年月      | 所蔵      | 備考                             |
|----|--------|-------|-------|-----------|-----------|---------|--------------------------------|
| I  | 島根県写真帖 | 藤本充安* | 関口 栄  | 1907.5.13 | 1907.5.15 | 島根県立図書館 | *奉迎事務委員長, 総頁: 53頁, 寸法: 27×36cm |
| II | 島根県写真帖 | 島根県蔵版 | 栗田製版所 | 1924.3.25 | 1924.3.30 | 奈良大学図書館 | 箱入, 総頁: 32頁, 寸法: 21×29cm       |

書誌情報はいずれも所蔵館での情報による

帖の嚆矢と考えられる(表1)。そして1907年の山陰行啓は、嘉仁皇太子にとって以後通例化した天皇名代としての行啓の先駆でもあった<sup>12)</sup>。そうした点からも1907年山陰行啓をめぐる写真帖刊行に関する事例研究は、a.に関わる府県写真帖の成立過程の理解において不可欠な内容を含んでおり、なかでも1907年帖の刊行事情とその背景の分析は特に重要である。また島根県は当時全域が鉄道未設地域で、b.に関わる交通との関係にも示唆を与え得るうえ、さらにc.の時期に比較対象となる1924年帖も刊行された。そして幸い1907年山陰行啓の主な舞台となった鳥取、島根両県には、当時の県行政文書が焼失などを免れて残存し<sup>13)</sup>、一次資料を得ることも可能である。

そこで、本稿は両県の行政文書を活用し、1907年山陰行啓と、先駆的な刊行府県写真帖である1907年帖編纂の関係を実証的に解明することを目的とする。まずⅡ章で1907年山陰行啓を概観した後、Ⅲ章で関係する治績報告書の内容と写真帖の編纂過程を両県の行政文書を用いて明らかにしたうえで、Ⅳ章で1907年帖の内容を前身と見られる『甲山峡水』および後継の1924年帖との比較から考察し、全国に先駆けた1907年帖刊行の意義をⅤ章で総括する構成を採る。

## Ⅱ. 1907年山陰行啓と治績報告書

太政官期には全国に足跡のおよんだ睦仁(のち明治)天皇<sup>14)</sup>も、公務多忙を極めるなかで19世紀末頃にはそうした余裕を失い、

毎年の定期的な近衛師団小機動演習親閲や陸軍特別大演習統監に限定するようになってきた。それに代わって東宮賓友や輔導を務めた有栖川宮が嘉仁皇太子(のち大正天皇)の健康回復と精神育成のため、授業で学んだ地理・歴史の実地見学を目的に、非公式行啓が奉送迎などを簡略化した「微行」として推奨され、1900年10月に九州からはじまった<sup>15)</sup>。その後、1902年に東北を、03年に第五回内国勸業博覧会見学を兼ねて近畿・四国・中国を、各々対象に実施した。3回におよぶ行啓を通じて嘉仁皇太子の健康は回復し、また行啓先では積極的に一般市民と交流したが、その間に睦仁天皇の身体に衰退が目立ちはじめ<sup>16)</sup>、日露戦争で一時中断を余儀なくされた。

日露戦争を経て1907年には、中断していた陸軍特別大演習統監などの軍事行幸の一方で、皇太子の地方行啓も復活したが、後者は単なる復活にとどまらず、以前の「微行」から「地方視察」目的の公式行啓へと大きく変化した<sup>17)</sup>。その端緒が同年5～6月に実施された山陰行啓であった(図1)。訪問地は鳥取、島根両県に京都府丹後地方を加えたが、そもそも山陰行啓は、それ以前の3度の地方行啓と異なり、太政官期巡幸から外れた鳥取、島根両県知事が1894年頃より行幸誘致運動を本格的に展開させ、さらに1903年7月に天皇に代わる皇太子の行啓を東宮職に願い出たことで実現した<sup>18)</sup>。すなわち1907年山陰行啓は、嘉仁皇太子の行啓における画期性に加えて、行啓先各県にとっても熱望の末にようやく実現に漕ぎ着けたものであった。

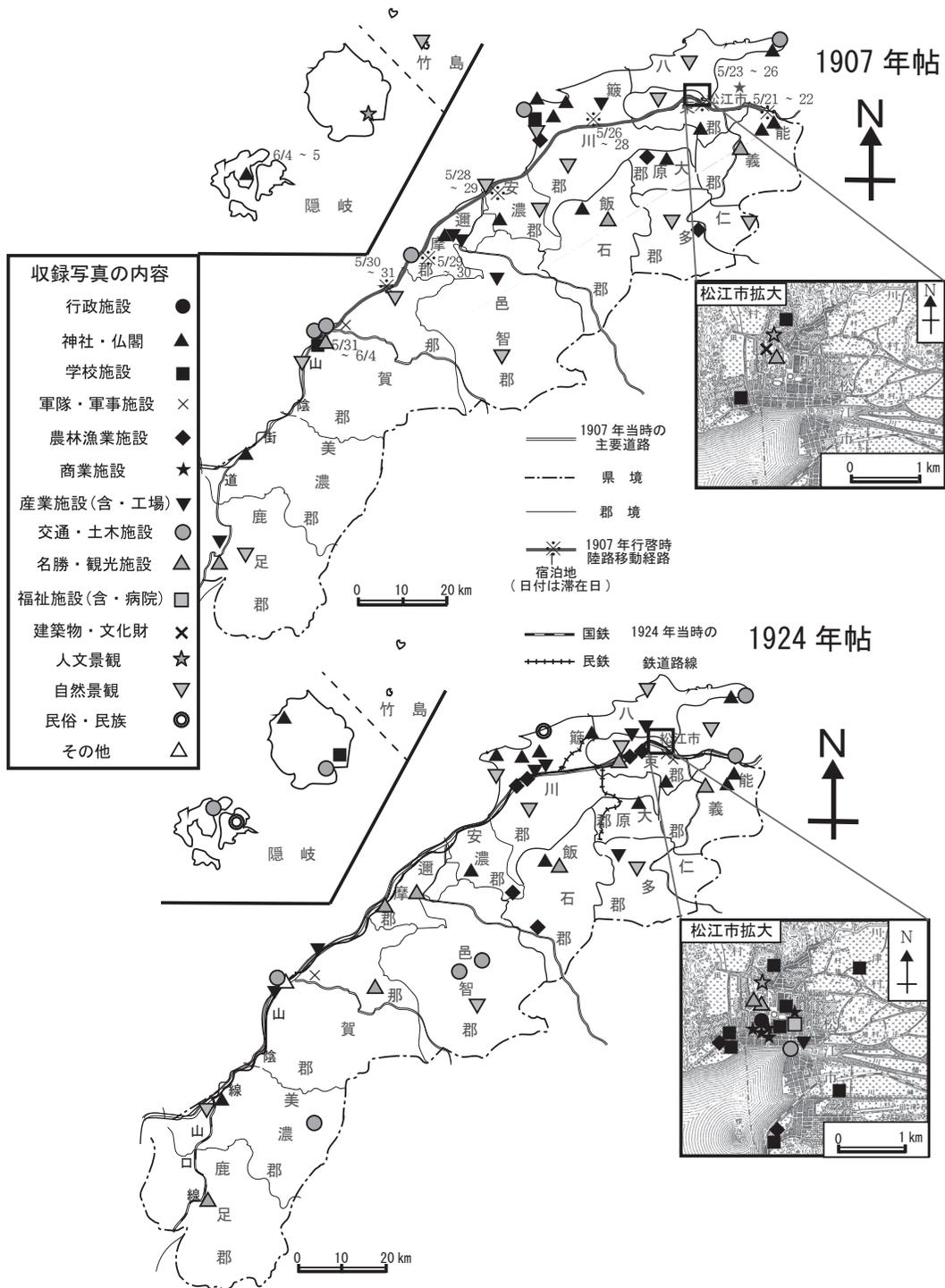


図1 『島根県写真帖』の写真収録地と1907年行啓の県内経路

地形図は5万分1地形図「松江」(1911年4月発行)を用いた。1924年帖の「島根種」と「開洋丸」は位置が特定できないため割愛した。また経路は原武史『可視化された帝国—近代日本の行幸啓—』みすず書房, 2001, 157-159頁による。

もっともそうした行啓先の熱意の一方で、随所に鉄道敷設における山陰地方の遅れが反映し(図1参照)、沿岸海運と馬車が縦貫鉄道の欠落を補完する行程こそが、県知事の行幸誘致運動にもかかわらず、約10余年間行幸啓の実現をみなかった要因であった<sup>19)</sup>。一方行啓の公式行事化による変化も随所に現れ、まず「御真影」に相当する皇太子肖像写真の「御写真」が鳥取、島根両県庁と県下各学校に下賜され、行程を分単位で時間規制するなど<sup>20)</sup>の画期性も数多く認められ、以後の各道府県に継承された。

そのなかで本稿の論点に照らして特に重要なことは、皇太子が鳥取および松江において県庁を訪問し、各県知事から県政概要について報告を受ける県治報告が行われるようになった点で、以後の行幸啓に継承されて慣例化した<sup>21)</sup>。県治報告の参考資料が治績報告書にはかならず、その慣例化以前の行啓では県庁訪問自体がないため、治績報告書を公式編纂した可能性は低く、また実際に行啓先での確認例もない。

皇太子は舞鶴港から軍艦で美保関を経て境港へ上陸、米子、倉吉を経て鳥取市に到着し、5月19日の鳥取県庁訪問当日の嘉仁皇太子は、9時に宿舎の侯爵池田仲博別邸(扇邸)を出発、9時7分に県庁へ到着した<sup>22)</sup>。小憩の後に山田新一郎県知事による「県下ノ状況ヲ言上セルカ殿下ヨリモ教育勸業其他種々ノ御下問」によって県治報告を終え、「知事ハ鳥取県治概要、鳥取県統計書ヲ捧呈シ」<sup>23)</sup>で、45分に県庁を発ち県立第一中学校へ向かった。県治報告を県内行啓の後半に配置し、県知事の編纂物関係献上品も、事前に軍艦上で鳥取県管内地図、鳥取県治一覧、因伯記要を、県庁で因山如水、鳥取県概要、鳥取県統計書などを、各々捧呈した<sup>24)</sup>。

その後同皇太子は5月21日に安来に到着し、島根県庁訪問は23日で、当日9時に行啓向けに新設した城山旅館を出発して、9時

10分に県庁へ到着して小憩の後に松永武吉県知事による「県治状況言上」、すなわち県治報告が行われた。その冒頭では「我カ島根県ノ地遐方ニ僻在シ加フルニ交通機関ノ未タ備ハラサル」<sup>25)</sup>として、明治維新以来巡幸が叶わなかった経緯を述べた。その後「鴻休ヲ荷ウテ乏シキヲ知縣ニ承ケ、此ノ千秋ノ嘉會ニ遭遇スルヲ得テ感恩懇歎ノ至リニ堪フルナシ。謹ミテ応賞者名簿壹巻、孝子順孫節婦名簿壹巻、管内地図貳葉、県治ノ一斑ヲ徴スヘキ志表壹巻、縣史要壹巻、雲陽誌壹部、出雲風土記壹巻、写真帖壹巻、絵葉書数組、行啓御道筋及名所舊跡一覧壹葉、国産数点ヲ(句読点：引用者)」<sup>26)</sup>献上した。9時25分に島根県庁を出門し、40分にはつぎの訪問地であった師範学校に着御した。

両県共に県庁での滞在時間は約30分で、その間に行われる県治報告は当然形式的にならざるをえなかった。すなわち、皇太子は、実際の行啓先を除き、捧呈した治績報告書の台覧を通じて地域の実情を知ることになった。特に島根県では学校への行啓が非常に多く<sup>27)</sup>、行啓が公式行事化してくると当初の地理・歴史の実地見学は次第に形骸化し、それを補完するものとして治績報告書の整備が進んだと考えられる。

### Ⅲ. 治績報告書の編纂過程

#### (1) 編纂物とその内容

山陰行啓の決定は、1906年8月に中山東宮大夫が両県知事に通達したが、島根県では本格的な奉迎準備を07年3月からはじめ、まず2日に行啓事務章程と同細則を定め、それを委員と島司郡市長へ通達した<sup>28)</sup>。島根県庁は、それから2ヶ月余で奉送迎準備を慌ただしく進めた。鳥取県は、準備の日程詳細が不明だが、前述のように山陰行啓を長年熱望し、1903年11月の南海・山陽地方行啓時に岡山、香川両県に吏員を派遣し、その奉送迎状況を詳細に調査、報告していた<sup>29)</sup>。両県と

もに県治報告に関わって県知事が捧呈した資料として史書、地誌、地図、統計などがあつたが、それらは新たに編纂したものか、既存版からの転用・編集かは定かでない。

島根県に限定される写真帖と絵葉書は、行啓時の捧呈用に新たに製作したことが明らかである<sup>30)</sup>。他方鳥取県は、行啓関係簿冊一式の調査および現物調査の双方から、写真帖の編纂を確認できず、特に刊行府県写真帖としては管見の限り1907年帖が全国的に先駆であつた<sup>31)</sup>。

奉迎委員長藤本充安は、他県に先駆けた島根県の写真帖刊行意図を以下のように述べた<sup>32)</sup>。

島根県ハ、山陰道に僻在して、交通の便未た備はず、名勝旧跡、いたづらに、草莽に埋もれて、人の知るもの少きは、常々遺憾とせる所なりき。…(中略)…今夏、東宮殿下山陰道行啓を仰せ出され、茲に、親しく、車駕を迎へ奉るの光榮に遭遇致、県民の歡喜何を以てか比すべき。この千載一遇の盛時<sup>(ママ)</sup>ニ当り、県下の名勝旧跡等をうつし、これを出版せしハ以て、永く殿下行啓の※紀念として、後昆ニ垂れんとせるの誠意ニ外ならず(※紀念：原文空欄、引用者が1907年帖巻末参照のうえ加筆)。

原稿では※の箇所「座下ニ捧呈し、特ニ之れを公衆ニ頒つもの」という一文を挿入・消去しており、刊行が悲願達成の証であることを裏付けている。少なくとも1903年11月の南海・山陽地方行啓時に岡山県が、府県写真帖に相当すると推定される「名所写真帖」を編纂していた事例に照らしても、それを刊行して「公衆ニ頒つ」点こそが島根県の先駆性であつた。そして奉呈帖の天覽地代替機能<sup>33)</sup>と別に、1907年帖には悲願達成の証の意図を込めたと考えられる。

島根県の写真帖と絵葉書の調製は、東京市神田区末広町の関口榮が受注した。関口は、児童新聞社を起業して印刷・出版事業を行い府県写真帖の刊行を手がけた事業者であつた<sup>34)</sup>。県庁担当者への奥付印刷に関する書簡において関口は、「山梨県庁ノ令ニ依リ印刷仕候『甲山峽水』ナル畫帖」<sup>35)</sup>の奥付を提示した。『甲山峽水』は、山梨県が「一府九県連合共進会」を甲府で開催した際、1906年10月に刊行した県内の彩色木版画集<sup>36)</sup>で、これが府県写真帖を刊行帖とする際の先例になつた可能性が高い。

また、刊行写真帖と捧呈の関係について「今般調製ノ写真帖ハ□□(□は空欄：引用者)殿下へ捧呈ノ分一部特製ノ積ニ注文有之候処右ハ御土産トシテ御持ち販り適当ノ品ト認メ候ニ付其積ヲ以テ五部丈ケ特製御注文相成哉」<sup>37)</sup>という文面から、刊行帖の特製版を捧呈していたことがうかがえる。山陰行啓につぐ1908年の東北行啓でも宮城県は刊行帖を捧呈し<sup>38)</sup>、印画を直接貼付した写真帖原本の捧呈は天皇に対してで、皇太子には刊行帖の特装が常態化していた。

つぎに絵葉書では、「既ニ各地ニ於テ其計畫中ノ処ニ有之右ニ對シ敢テ抑制セラルハ大ニ困難ナリト」いう訴えが多く、「紀念シテ大多数ノ発行ナレハ縣ノ計畫ト重複ノ嫌アリ支障ニモ相成候得共地方景色等ヲ刷成シ各郡ノ名勝ヲ紹介スル事ハ不可ナシト認メ」<sup>39)</sup>ざるをえなかつた。当時行啓記念として制作した絵葉書は、写真帖ほど製作に経費を要さず、記念品として町村レベルでも予算的に発行可能な範囲にあつた。なお県の発行した絵葉書は、「出雲石見隠岐三国枢要地ノ景色ト行啓ヲ意味スル図画トヲ按配シ美麗ノ色刷トナシタルモノ三枚壺組代価十錢以内」<sup>40)</sup>という内容であつた。

## (2) 写真帖の編纂過程

島根県の奉迎準備過程を追跡すれば、県庁

は写真帖編纂について行啓の2ヶ月前にようやく委嘱写真師とその出張先を決め、編纂準備に着手していた。編集方針の概要は「殿下ノ台覧ニ供スルト又重ナル供覧員等ニ配付ノ目的ニテ凡ソ箇所数ヲ五十箇所トナシ貴如上(郡)(市)ニ在リテハ其ノ箇所ヲ撰定致シ度。右ハ如上郡市ニ於テ調製セラルヘキモノヲ県庁ニ於テ取絡メ一帖トナシ調製費多額ニ付調製用ハ箇所数ニ応シ関係各県郡市ニ於テ分担致度候」<sup>41)</sup>として、県が編纂しつつも、その作業や費用は関係郡市間で分担する方法を採っていた。

そして負担の大きな写真帖の編纂費用は以下のような見積であった<sup>42)</sup>。

- 金 八百八十二円五拾銭  
但上等洋式片面刷コロタイプ版五十枚  
一冊トシ 百部代  
内訳
- 金 六百五拾七円五拾銭 東京ニ於テ印刷費  
但一冊代六円五十七銭五厘  
五百部印刷スル一部当リ参円参拾  
壹銭トナル
- 金 貳百貳拾五円 原写真代  
但景色及ヒ工場等写真五十組四ッ切大  
版一組ニ付四円五拾銭  
外ニ要スルモノ左ノ如シ
  - 一 写真師出張経費
  - 一 製本料
  - 一 表紙目次解説 印刷費

当時の原写真費の高さが際立つ点は他県でも同様で、そのため奈良県や宮城県では既撮影写真を極力使用したが<sup>43)</sup>、先行する島根県での対応がそれら後発他県へと波及したものとも考えられる。また各郡市長は費用負担に概ね同意し、一部の郡は追加購入と増刷を要望していた。

その後3月21日に「写真帳原版写真撮影方(出雲各都市八松江市大野政助全義守)(石見各町八浜田町藤井保太郎)ハ命下セラレ」<sup>44)</sup>、旧国単位で撮影業者に分担させていた。それら撮影業者には「県下名勝地別記ノ箇所撮影」にあたり、以下のような条件の遵守を命じた<sup>45)</sup>。

- (一) 実地撮影スルトキハ豫メ所轄郡市役所又ハ町村役場ニ於テ指定シタル位置ヨリ撮影スヘシ
- (二) 写真ハ大形(四ッ切)版壱組三枚ヲ調製スヘシ
- (三) 写真代価ハ前記一組ニ對シ四円トス但アリスト焼仕上トス
- (四) 別記ヶ所特定写真仕上最終上納期限ヲ四十年四月十日限トス期限内仕上ノ分ハ其都度納付スヘシ
- (五) 實地出張旅費ハ車馬賃一里拾五銭船賃一湊四銭宿泊及日当壹円五十銭ヲ支給ス
- (六) 前記期日迄ニ悉皆納入セサルトキハ違約金トシテ一日ニ付金拾円ノ割ヲ以テ納付スヘシ  
但 期限経過ノ為写真帖調製ノ時期ヲ失スル場合ニ於テハ全部解約スルコトアルヘシ  
(以下、略)

これらの条項は収録写真の撮影条件を示す一方で、当時(三)の示す写真の調製料が(五)の出張経費と比較しても非常に高額であった。他方彼らの出張を前に各郡市長には、「豫メ各地ニ於テ写真器据ヘ付クヘキ最モ適当ノ位置ヲ定メ置キ全人出張実地撮影ノ際ニハ所轄町村役場員出張其地点ヲ差示シ他日写真帳出来ノ際聊カノ遺憾ナキ様夫々御打合置相成候様」<sup>46)</sup>に指示した。

(六)に関連し島嶼部の隠岐では「焼火神社ノ分ニ付テハ島前へ出張ヲ要シ候故萬一風

波ノ為メ数日間航海ヲ杜絶候等ノ事情有之」  
 ため、「写真師別記ノ者ニ撮影セシムル」<sup>47)</sup>  
 として島内の周吉郡西郷町の写真師真木勝太  
 郎に委託するという申出書が残存している。  
 また美濃郡では同月26日付で「本郡匹見川  
 上流ノ景及柿本神社写影之件…(中略)…已  
 ニ写真師ヲ雇入招撮影候ニ付(那賀郡：引用  
 者)濱田町藤井保太郎へ本郡出張見合」<sup>48)</sup>を  
 要望し、自郡内の業者を優遇したい郡長と、  
 「一手ノ写真師ニ命シ全一ノ仕上ニ調製スル  
 ノ計画ニ對シ多少齟齬ヲ来スノ点無之哉トモ  
 相考」える県第三部長との見解に相違があっ  
 したが、結局県側が「大版(四ッ切版) 竪六寸  
 七分 横八寸八分ノ大サヲ要スルコト」と  
 「技術濱田藤井写真師と同等若クハ其以上タル  
 ヘキコト」<sup>49)</sup>を条件として、自郡内業者へ  
 の委託に拘る郡長の要望を認めた。

島根県庁では「印刷引請人関ロトハ単ニ口  
 約ニ止マリ居」ることが問題となったが、知  
 事の上京に同行した県吏を介して「此際嚴重  
 契約為致置」こととし、「納付期日ハ五月五  
 日若八十日カ」<sup>50)</sup>とした。また「表題ヲ島根  
 縣名勝写真帖トシ意匠ハ其地(東京：引用  
 者)ニテ適宜取極メラレタシ」<sup>51)</sup>とした電文  
 があり、地元での撮影は非常に細部まで監理  
 した県も、編集は在京業者任せの部分の多  
 かったことがわかる。

特に興味深いのは「写真帖ニ挿入スヘキ松  
 江城写真中ニ人物ノ映写セルハ不都合ニ付取  
 除キノ義御下命之趣モ有之直ニ印刷者へ問合  
 候処出来難キ旨電答致候」<sup>52)</sup>とあり、鷺原公  
 園、大原郡牛市場、平田製糸場などの画像  
 で、その点が問題視されていた(図2)。府  
 県写真帖の収録写真は、一般に人物主体の風  
 俗写真より、風景中心の名勝写真を中心に構  
 成され、同時期の地誌写真帖群において際立  
 つ特徴であったが、その点も「天覧」目的を  
 考慮した結果かもしれない。

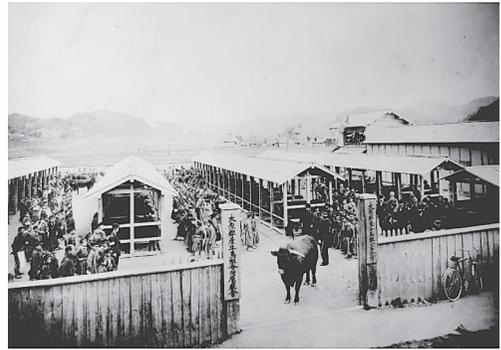


図2 人物入画像と判断された写真

上から鷺原公園、大原郡牛市場、平田製糸場の順  
 『島根県写真帖』(1907年発行)。

#### IV. 『島根県写真帖』の内容分析

##### (1) 『甲山峡水』をめぐって

1907年帖の先例となった06年10月山梨県  
 刊行の彩色木版画集『甲山峡水』は、18枚の  
 山梨県内の名勝旧跡を採録・編纂し(表2)、  
 著作権・発行者を「山梨県庁」としていた。  
 他府県庁刊行の地誌画集は未見で、『甲山峡  
 水』は府県写真帖に先駆けた同様の趣旨に立

つ刊行物として注目できる。山梨県の写真帖刊行は、1912年の嘉仁皇太子の行啓時に『山梨県写真帖』<sup>53)</sup>が、ついで22年の裕仁皇太子行啓時に山岳風景中心の『富士と御嶽』<sup>54)</sup>が、各々確認できる。

『甲山峡水』には、その編纂経緯に関わる序文などがないが、多くの刊行府県写真帖と比較して、英文目次をもつ点が特徴の1つである。明治期に多くの写真帖編纂に関与した小川一真は英文説明や表題を付したが、1910年代に田山宗堯の関与した写真帖では、府県写真帖はもちろん、外国人を意識した『日本写真帖』にさえ、当初英文併記はなく<sup>55)</sup>、その点で『甲山峡水』は田山の関与した刊行物と一線を画している。

しかし、一県の名所旧蹟の画像資料を刊行する発想自体は、後年刊行の多くの府県写真帖に通じ、また表2の目次標題の多くが名勝地の名称表記にとどまらず、郡名や村名など

の行政地名を併記している点は、行政資料刊行を多数手掛けた田山の発想に近いところも認められる。一方、個々の画像の解説は単に標題と名称のみで、地誌的解説は割愛している。また『甲山峡水』は厳密に風景画とよべない五や、人物を含む風俗画に近い一七・一八も含んでみいる。

また、『甲山峡水』を1907年帖のモデルとすれば、人物排除の容易な画集にかかわらず、祭礼などに人物を描写しており、先の人物画像排除は府県写真帖一般の編纂方針より、1907年当時の島根県庁の意向であった可能性が高い。

つぎにその収録画像は、一～三の自然景観について遠望や俯瞰などの広角的描写が多いのに対し、六・八などの旧跡は狭角的描写によって強調したものが多い。これらの点は明治期以来の名勝旧蹟写真帖の多くに共通している。そもそも小川一真作品など既に相当数の名勝旧蹟写真帖の刊行実績をよそに、山梨県が『甲山峡水』を取って彩色版画で刊行したのは、県知事肝煎りの絵師を招聘できた<sup>56)</sup>という特殊事情によるものであろう。行幸啓準備に向けて時限編纂を余儀なくされる府県写真帖の編纂は、当然適格な絵師を得られるとは限らない場合も想定され、『甲山峡水』の印刷に携わった関口栄が同様の方針で写真の使用を提案して編纂し、その先駆が1907年帖となった可能性も考えられる。

## (2) 『島根県写真帖』の構成と収録写真

1907年帖の構成上の特徴はまず郡単位の編集にあり、管見の範囲で郡市別構成の府県写真帖はほかに長野、三重、京都の各府県に認められるに過ぎない<sup>57)</sup>。それらはいずれも田山宗堯の受注した刊行帖で、特に各帖の間に因果関係は認め得ない。島根県は、出雲、石見、隠岐の旧国域が明確であり、しかもそれに準じて派遣写真師を決めて撮影したことも郡別構成を採った要因と考えられる。ま

表2 山梨県編『甲山峡水』の収録画像

| 番号 | 内 容                 |
|----|---------------------|
| 一  | 南都留郡河口湖             |
| 二  | 西八代郡精進湖             |
| 三  | 富士川屏風岩              |
| 四  | 北都留郡猿橋              |
| 五  | 天目山途上土屋惣蔵防戦之図       |
| 六  | 東山梨郡松里村恵林寺          |
| 七  | 甲府城                 |
| 八  | 西山梨郡相川村岩窪法性院殿機山信玄之墓 |
| 九  | 中巨摩郡宮本村御嶽新道覚園峯      |
| 一〇 | 中巨摩郡宮本村御嶽金桜神社       |
| 一一 | 北巨摩郡増富村瑞牆山          |
| 一二 | 北巨摩郡増富村本谷川千噸石       |
| 一三 | 北巨摩郡増富村矢竹岩          |
| 一四 | 北巨摩郡菅原村白須松林         |
| 一五 | 北巨摩郡新富村実相寺神代桜       |
| 一六 | 北巨摩郡駒城村精進瀑          |
| 一七 | 国幣中社浅間神社御幸祭         |
| 一八 | 全上                  |

〔山梨デジタルアーカイブ〕(<http://digi.lib.pref.yamanashi.jp/da/detail?tilcod=0000000016-YMNS0140129>) (閲覧日：2021年10月21日) によって作成。

た、『甲山峡水』も郡別の項目立てこそ見られないが、画像配列はほぼ郡別で、これに做った可能性もある。

道府県庁の編纂した府県写真帖の巻頭には府県庁舎の写真を配する場合が多く、実際1907年帖の編纂時にも当初は県庁写真の採録を予定していた(表3)。その採録見送りは、前年1906年に三代目庁舎の建築が提案され、当時設計中<sup>50)</sup>のためと考えられる。また田山の受注した刊行府県写真帖には、巻頭付近に府県庁所在都市の俯瞰パノラマ写真を見開きで配置したものが多いが、『島根県写真帖』には見られない。1907年帖巻頭の「松江市街の景(松江城山より見おろしたる)」は、通常判型で、見開きパノラマ写真のような迫力が無い。むしろ各道府県が府県写真帖刊行時に、田山が自作『世界写真帖』(1910年)の巻頭に配した見開き俯瞰パノラマ写真<sup>50)</sup>を模倣して編集した結果であろう。

1907年帖の収録写真は、当初選定した「掲載ス可キ箇所」をもとに厳選した結果であったが(表3参照)、邇摩郡を典型として「掲載ス可キ」と判断していた箇所が非常に限定される郡もあった。そして1907年帖は、松江市や那賀郡浜田町を除き天覧の機会を欠く名勝を万遍なく選定していたが、神社仏閣と自然景観を併せて全体の47%を占め、府県写真帖一般の22%に対し(図3)、かなりの高い比率となっている。出雲大社に代表される有名社寺、あるいは日本海岸の景勝地や三瓶山を有することも理由であろう。また、学校施設、産業施設(含・工場)、交通・土木施設の件数の多さは、それらを県内近代化の象徴と見なして、採用した可能性が考えられる。そして「掲載ス可キ箇所」が、1907年帖の収録内容以上に、それら近代化の象徴と見られる施設を選定していた(表3参照)。それは島根県が山陰地方の近代化の遅れから脱却を図ろうとする意図に通じるものと考えられる。

ところで、1907年行啓以後、17年には裕

仁皇太子と北白川宮が、さらに25年には秩父宮が、各々島根県を行啓し、その度に知事は写真帖を捧呈していた。そのうち裕仁皇太子への捧呈帖は10景を収録した簡略なものにとどまったが<sup>60)</sup>、秩父宮への捧呈帖は「県庁、神社、寺院、市街、港湾、軍隊、学校、部局、団体、銀行、工場、名所旧跡、温泉等県下ニ於ケル個所七十七種ノ写真ヲ集収編綴セルモノナリ」<sup>61)</sup>とあり、収録写真の内容や点数から1924年帖は、これを刊行した可能性が高い。1924年帖は、1907年帖に比べて内容的な偏りを是正しつつも(図3参照)、県の特長ともいべき神社仏閣への特化や、学校施設、産業施設(含・工場)、交通・土木施設の件数の多さを踏襲した一方で、他方名勝・観光施設の割合が高くなった。

また1924年帖は、1907年帖のように目次を郡単位で構成してはいないが、各写真の表題に括弧付で所在郡を併記している。つぎに1907年帖で問題化した写真中の人物は、1924年帖では工場や温泉場を中心に相当な点数の人物入画像を採用しており、前述の過度な懸念は1907年帖編纂時特有のものと考えられるであろう。

島根県内に鉄道路線が皆無であった1907年当時、皇太子は馬車で山陰街道(現国道9号相当)を移動したため、県内日本海沿岸の主要都市が行啓先になるとどまった(図1参照)。鳥取県はすでに山陰西線の一部が開通していたが、それでも島根県と大差ない経路であり<sup>62)</sup>、幹線鉄道の有無にかかわらず、末端の道路整備やそこを移動する車両の制約から、当時内陸奥地に行啓先を求めることは一般に至難であった。

そうした交通の不備を写真の天覧によって代替することが府県写真帖本来の役割のはずだが、実際の収録写真の多くは松江市、八束郡、簸上郡など、あるいはそれ以外の郡でも行啓先になった山陰街道沿いの主要都市に偏っていた(図1参照)。そして実際の行啓

表3 1907年帖の目次および編纂時の採録候補箇所と行啓日程の対応関係

| 旧国  | 1907年帖編纂関係  |  |  | 行啓日程   |   | 旧国   | 1907年帖編纂関係   |                                     |   | 行啓日程 |  |
|-----|---|--|--|--|---|--|--|-------------------------------------|---|------|--|
|     | 目次  | 掲載ス可キ箇所  | 日付   | 行啓先  | 目次  |  | 掲載ス可キ箇所  | 日付                                  | 行啓先   |      |  |
| 松江市 | 松江市街之景<br>松江市御旅館  |  | 5月21～26日   | 御旅館  | 島根県立松江中学校   | 三瓶山之遠望<br>国弊小社物部神社<br>鴈走之景   | 三瓶山<br>物部神社  | 5月27日<br>5月28日<br>"                 | 千家邸(昼餐所)<br>山崎ヶ丘<br>江南村二部尋常高等小学校(御休憩所)<br>田儀村尋常高等小学校(御休憩所)  |      |  |
|     | 松江城   | 松江城  |  |  |   | 温泉津港   | 温泉津港   | 5月28日<br>5月28～29日                   | 羽根西村尋常高等小学校(御休憩所)<br>安濃郡立農学校(御旅館)   |      |  |
|     | 島根県師範学校   | 師範学校   | 5月23日  | 県立師範学校                                       |   | 大森銀山(其一)<br>大森銀山(其二)   | 銀山   | 5月29日                               | 久利村尋常高等小学校(御休憩所)<br>漣摩郡役所(昼餐所)<br>大家村尋常高等小学校(御旅館)<br>井田村(御小憩)<br>波積村尋常高等小学校(昼餐所)                      |      |  |
|     | 島根県立松江中学校   | 第一中学校<br>松江地方裁判所<br>松江図書館<br>松江郵便局<br>松江大橋   | "  |  |   | 羅漢寺  | 五百羅漢<br>静岩屋<br>井戸神社<br>銅ヶ丸藍山<br>断魚溪<br>仙巖寺<br>郷川   | 5月29日<br>"                          | 祖式村尋常高等小学校(御休憩所)  |      |  |
|     |   | 蚕業会社<br>電燈会社   | 5月23日  |  |   | 濱田港頭之景<br>外ノ浦港<br>濱田浦<br>濱田町御旅館(松平家掏翠亭)<br>歩兵第二十一聯隊<br>江津之景<br>島根県立濱田高等女学校<br>大麻山之遠景   | 松平家別邸及付近ノ景<br>歩兵第二十一聯隊<br>江津橋架付近ノ景<br>高等女学校<br>大麻山<br>濱田測候所<br>第二中学校<br>瀬戸ヶ島燈台<br>不老園海水浴場<br>浅利富士<br>那賀郡役所 | 6月3～4日<br>6月2日<br>5月31～6月3日<br>6月2日 | 濱田港(御百蔵鹿島より)<br>外ノ浦港<br>御旅館(松平子爵亭)<br>歩兵第二十一聯隊  |      |  |
|     |   | 物産陳列所  | 5月24日  | 物産陳列場  |   | 銅ヶ丸藍山<br>断魚溪   | 大森銀山(其一)<br>大森銀山(其二)   | 5月29日                               | 久利村尋常高等小学校(御休憩所)<br>漣摩郡役所(昼餐所)<br>大家村尋常高等小学校(御旅館)<br>井田村(御小憩)<br>波積村尋常高等小学校(昼餐所)                      |      |  |
|     |   | 城山ノ眺望<br>県庁  | 5月23日<br>5月24日<br>"  | 島根県庁<br>県立高等女学校<br>県立商業学校<br>県立師範学校<br>附属小学校 |   | 掛屋村尋常高等小学校(御小憩)<br>津田村尋常小学校(御小憩)<br>玉湯村御立所<br>穴道村木幡久右衛門邸(昼餐所)  | 5月22日<br>"<br>5月26日<br>"   | 荒島村尋常小学校(御小憩)                       |   |      |  |
|     |   | 穴道湖之景  | 穴道湖  | 5月25日  |   | 嫁ヶ島付近乗船  | 島根種馬所<br>船通山之遠望<br>鬼ノ舌震  | 6月1日                                | 濱田中学校   |      |  |
|     |   | 島根県立農林学校   | 農林学校   | 5月24日  |   | 県立農林学校   | 泉社須我神社<br>大原郡牛市場   | 6月1日<br>5月30日<br>5月30～31日           | 濱田高等女学校<br>浅利村島田慎二郎邸(御休憩所)<br>江津村尋常高等小学校(御旅館)<br>川波村歌川八幡社(御休憩所)<br>有福村宇野尋常高等小学校(御休憩所)<br>石見村神在坂峠(御小憩) |      |  |
|     |   | 国弊中社熊野神社<br>国弊中社美保神社<br>美保岡燈台<br>嵩山之眺望   | 熊野神社<br>美保神社<br>地藏岬燈台<br>枕木山ノ眺望<br>佐太神社<br>八東郡役所<br>出雲雲龍山<br>加賀浦<br>中海 | 5月22日<br>"<br>5月26日<br>"                     |   | 掛屋村尋常高等小学校(御小憩)<br>津田村尋常小学校(御小憩)<br>玉湯村御立所<br>穴道村木幡久右衛門邸(昼餐所)  | 須賀神社<br>牛馬市場<br>木次製糸場<br>里熊橋<br>八雲山<br>蓮華寺<br>須佐神社<br>龍頭瀑<br>須佐村風光<br>爐場<br>琴引山                            | 6月1日<br>5月30日<br>5月30～31日<br>"      | 濱田高等女学校<br>浅利村島田慎二郎邸(御休憩所)<br>江津村尋常高等小学校(御旅館)<br>川波村歌川八幡社(御休憩所)<br>有福村宇野尋常高等小学校(御休憩所)<br>石見村神在坂峠(御小憩) |      |  |
| 出雲国 | 清水寺<br>雲樹寺<br>富田月山城址  | 清水寺<br>雲樹寺<br>月山城址<br>安来港<br>安来鉄鋼台資会社  | 5月22日  | 荒島村尋常小学校(御小憩)                                | 官弊大社出雲大社<br>稲佐ノ濱<br>杵築高架製塩場<br>国弊小社日御崎神社<br>日御崎燈台<br>立久恵之景<br>平田製糸場 | 出雲大社<br>稲佐濱<br>高架製塩場<br>日御崎神社<br>日御崎燈台<br>立久恵ノ奇勝<br>平田製糸場<br>第二中学校<br>鴈瀨寺<br>一畑菜師<br>農事試験場<br>首蓆栽培ノ景況<br>斐水社共同揚返場<br>山本製糸場<br>高瀬川<br>鴈瀨寺(国宝仏像)<br>高濱松林<br>女士師範学校 | 5月27日<br>5月26日<br>5月26～28日   | 官弊大社出雲大社<br>平田製糸場<br>島根県立杵築中学校      |   |      |  |
|     | 島根県立杵築中学校<br>鴈瀨寺  | 第二中学校<br>鴈瀨寺<br>一畑菜師<br>農事試験場<br>首蓆栽培ノ景況<br>斐水社共同揚返場<br>山本製糸場<br>高瀬川<br>鴈瀨寺(国宝仏像)<br>高濱松林<br>女士師範学校  | "<br>"<br>"  | 平田製糸場<br>島根県立杵築中学校                           | 島根県立杵築中学校   | 5月27日<br>5月26日<br>5月26～28日   | 県立女子師範学校<br>直江村高等小学校(休憩所)<br>今市町遠藤嘉右衛門邸(御旅館)   |                                     |   |      |  |
| 大原郡 | 泉社須我神社<br>大原郡牛市場  | 須賀神社<br>牛馬市場<br>木次製糸場<br>里熊橋<br>八雲山<br>蓮華寺   |  |  | 美濃郡   | 西郷港頭之景<br>焼火神社<br>竹島   | 柿本神社<br>津田海水浴場<br>萬津川ノ景<br>農事試験場吉田分場<br>奇藤牧場<br>雪舟ノ庭 萬福寺<br>匹見川上流ノ景<br>日暮山                                 | 6月4日                                | 黒木御所  |      |  |
|     | 国弊小社須佐神社<br>龍頭ヶ瀨  | 須佐神社<br>龍頭瀑<br>須佐村風光<br>爐場<br>琴引山  |  |  | 鹿足郡   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山<br>嘉菜園<br>喜野神社  | 6月4日                                |   |      |  |
|     | 島根種馬所<br>船通山之遠望<br>鬼ノ舌震   | 島根種馬所<br>船通山之遠望<br>鬼ノ舌震<br>籠ノ川上  |  |  | 隠岐国   | 西郷港頭之景<br>焼火神社<br>竹島   | 西郷港<br>焼火神社<br>竹島<br>黒木御所<br>後烏羽院御陵址<br>農事試験場八田分場<br>大満寺山<br>鴈荷造状況<br>隠岐島庁                                 | 6月4日                                | 黒木御所  |      |  |
|     | 官弊大社出雲大社<br>稲佐ノ濱<br>杵築高架製塩場<br>国弊小社日御崎神社<br>日御崎燈台<br>立久恵之景<br>平田製糸場 | 出雲大社<br>稲佐濱<br>高架製塩場<br>日御崎神社<br>日御崎燈台<br>立久恵ノ奇勝<br>平田製糸場<br>第二中学校<br>鴈瀨寺<br>一畑菜師<br>農事試験場<br>首蓆栽培ノ景況<br>斐水社共同揚返場<br>山本製糸場<br>高瀬川<br>鴈瀨寺(国宝仏像)<br>高濱松林<br>女士師範学校 | 5月27日<br>5月26日<br>5月26～28日   | 官弊大社出雲大社<br>平田製糸場<br>島根県立杵築中学校               | 美濃郡   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山<br>嘉菜園<br>喜野神社  | 6月4日                                |   |      |  |
| 能義郡 | 清水寺<br>雲樹寺<br>富田月山城址  | 清水寺<br>雲樹寺<br>月山城址<br>安来港<br>安来鉄鋼台資会社  | 5月22日  | 荒島村尋常小学校(御小憩)                                | 那賀郡   | 泉社柿本神社   | 柿本神社<br>津田海水浴場<br>萬津川ノ景<br>農事試験場吉田分場<br>奇藤牧場<br>雪舟ノ庭 萬福寺<br>匹見川上流ノ景<br>日暮山                                 | 6月4日                                |   |      |  |
|     | 島根種馬所<br>船通山之遠望<br>鬼ノ舌震   | 島根種馬所<br>船通山之遠望<br>鬼ノ舌震<br>籠ノ川上  |  |  | 美濃郡   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山<br>嘉菜園<br>喜野神社  | 6月4日                                |   |      |  |
| 仁多郡 | 島根種馬所<br>船通山之遠望<br>鬼ノ舌震   | 島根種馬所<br>船通山之遠望<br>鬼ノ舌震<br>籠ノ川上  |  |  | 美濃郡   | 西郷港頭之景<br>焼火神社<br>竹島   | 西郷港<br>焼火神社<br>竹島<br>黒木御所<br>後烏羽院御陵址<br>農事試験場八田分場<br>大満寺山<br>鴈荷造状況<br>隠岐島庁                                 | 6月4日                                | 黒木御所  |      |  |
|     | 泉社須我神社<br>大原郡牛市場  | 須賀神社<br>牛馬市場<br>木次製糸場<br>里熊橋<br>八雲山<br>蓮華寺   |  |  | 美濃郡   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山<br>嘉菜園<br>喜野神社  | 6月4日                                |   |      |  |
| 大原郡 | 泉社須我神社<br>大原郡牛市場  | 須賀神社<br>牛馬市場<br>木次製糸場<br>里熊橋<br>八雲山<br>蓮華寺   |  |  | 美濃郡   | 西郷港頭之景<br>焼火神社<br>竹島   | 西郷港<br>焼火神社<br>竹島<br>黒木御所<br>後烏羽院御陵址<br>農事試験場八田分場<br>大満寺山<br>鴈荷造状況<br>隠岐島庁                                 | 6月4日                                | 黒木御所  |      |  |
|     | 国弊小社須佐神社<br>龍頭ヶ瀨  | 須佐神社<br>龍頭瀑<br>須佐村風光<br>爐場<br>琴引山  |  |  | 美濃郡   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山<br>嘉菜園<br>喜野神社  | 6月4日                                |   |      |  |
| 大原郡 | 泉社須我神社<br>大原郡牛市場  | 須賀神社<br>牛馬市場<br>木次製糸場<br>里熊橋<br>八雲山<br>蓮華寺   |  |  | 美濃郡   | 西郷港頭之景<br>焼火神社<br>竹島   | 西郷港<br>焼火神社<br>竹島<br>黒木御所<br>後烏羽院御陵址<br>農事試験場八田分場<br>大満寺山<br>鴈荷造状況<br>隠岐島庁                                 | 6月4日                                | 黒木御所  |      |  |
|     | 国弊小社須佐神社<br>龍頭ヶ瀨  | 須佐神社<br>龍頭瀑<br>須佐村風光<br>爐場<br>琴引山  |  |  | 美濃郡   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山   | 鷺原公園<br>青野山<br>笹ヶ谷銅山<br>嘉菜園<br>喜野神社  | 6月4日                                |   |      |  |

アミかけは御遺差遣の確認できるもので、郡名のアミは郡への御遺の確認できるもの。原典の記載にもとづいており、例えば5月28日の「昼餐所」の記載はなく、時間的に田儀村尋常高等小学校(御休憩所)の可能性が高いが、付記は割愛している。1907年帖、島根県『明治四十年 行啓二開スル書類(写真粘調製関係書)』(島根県庁所蔵・配架番号1212-23-10)および「島根県行啓日記」(庶務部『明治四十年 行啓二開スル書類(十四) 島根県』(島根県庁所蔵・配架番号1212-14)所収)によって作成。

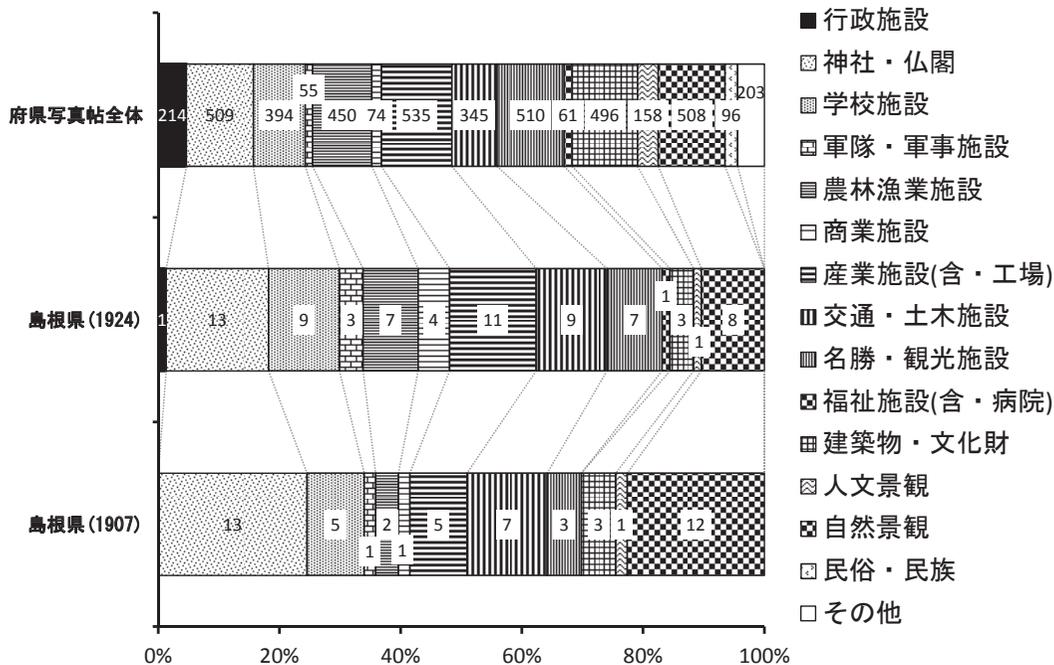


図3 島根県写真帖と府県写真帖全体の内容構成

図中の数字は各項目の件数。

島根県写真帖は各帖内容、および府県写真帖全体の構成は三木理史『世界を見せた明治の写真帖』（叢書・地球発見10）ナカニシヤ出版、2007、「付章」において対象としたものの集計結果をもとに作成。

先と写真帖の収録写真に一定の対応関係を認め得るのは、松江市と那賀郡浜田町程度で、それ以外は使者の差し向けにとどまる「御遣差遣」の箇所を含めても限定的であった。また行啓中の昼餐所はもちろん、御旅館さえ多くが尋常高等小学校を充当していた。隠岐への行程の軍艦船中泊や、さらに1910年の滋賀県行啓時にも皇太子が二条離宮へと毎日鉄道利用によって還御していたこと<sup>63)</sup>なども含めて考えると、明治末期の多くの地方都市では皇族を迎えるに足る施設が少なかったためであろう。その結果、皇太子の現地天覧場所は限定され、地方都市への行啓では時間節約のために学校施設における郡治報告にとどめざるを得ないことにつながっていった。

その点は、県内を山陰線がほぼ縦貫し、山口線などが一部開通した時期に編纂した1924年帖の収録写真の所在地分布が1907年

帖と大差のない点にも現れていた。1924年帖は掲載写真点数を53点から77点に増やして近代性を誇示しつつ、判型を小型化することで経費節約を図ったことがうかがえる。島根県の府県写真帖は本来の天覧困難の補完を意図しつつ、一方で自県の近代性誇示の手段と化しつつあった。

## V. まとめ

本稿では、刊行府県写真帖の先駆である『島根県写真帖』に関する行政文書の分析を中心に、府県写真帖の成立過程を考察した。その結果得られた知見は以下のようにまとめられる。

まず、島根、鳥取両県にとって1907年行啓は、待望の行幸啓実現の機会として格別の意味をもち、それまでの機会逸失には山陰地方の鉄道建設の遅れが影響していた。また、

明治期行幸啓史上においても、1907年の山陰行啓は、嘉仁皇太子の睦仁天皇に代わる公式行啓の嚆矢として、それまでの行啓における地理・歴史の実地見学を越えた県治視察としての意義を加えた。そして、県治視察資料である治績報告書の刊行でも当該行啓は前例を成し、写真帖は鳥取県帖が未刊行のため、I章で提示した府県写真帖の論点a.に関わる島根県での刊行が全国に先駆けたものであったことを確認できた。

島根県では、絵葉書と併せて写真帖の調製を東京市の関口栄に委託し、関口が山梨県庁刊行の『甲山峡水』という彩色木版画集をもとにして、写真帖の編纂に取り組んだものと見られる。しかし関口の写真帖への関与は、島根県のみにとどまるものではなかったが<sup>64</sup>、田山ほど多くはなかったため、論点b.に関わる他県への影響に十分な見解を示すことができない。

また、島根県庁の編纂過程でも、奈良県や宮城県などと同様に、高額な写真撮影費用を節約するため極力既存写真の探索を行い、その欠落した地点について旧国単位で写真師を派遣して撮影していた。特に1907年帖の撮影では人物を画面から排除することに配慮していた。

1907年帖は、郡別構成をとったことと、さらに内容的にも、神社・仏閣と自然景観に特化しつつ、学校施設、産業施設（含・工場）、交通・土木施設の件数の多さに特徴がある。また写真収録地と行啓経路との関係からは、交通未発達の不備を補うよりも、近代景観を採用することで後進性を払拭し、行啓を山陰地方における近代化の遅れからの脱却の契機にしようとする当時の島根県の姿勢が看取できた。しかし、鉄道が一定の開通をみて自動車も普及し、県内移動の利便性向上以後に編纂された1924年帖もほぼ同様であることは、島根県において府県写真帖が天覧地代替と近代性誇示の間で揺れ動く刊行物で

あったことを示唆している。

これら本稿で明らかとなった事実には、奈良県帖、宮城県帖の分析結果と共通する点も少なくないが、刊行府県写真帖の多くを手掛けた田山宗堯の受注でない1907年帖の編集方針は、必ずしも標準型とならなかった。そうした点で、同一行啓時に児童新聞社（名義は小松幸陽）と田山宗堯の双方が関与した1909年の石川県帖の個別分析が、さしあたり今後の課題といえよう。

#### 〔付記〕

本稿に関わる島根県庁文書の調査時に御配慮を賜った、当時の島根県総務部総務課に遅ればせながら謝意を表したい。またその調査時には平成17～19年度文部科学省科学研究費補助金萌芽研究「明治期陸地測量部における写真班の活動に関する研究」（研究代表者：三木理史）を使用した。そして1907年帖の閲覧には島根県図書館のお世話になったことを記し、謝意を表したい。

（奈良大学文学部）

#### 〔注〕

- 1) 本稿では、年代表記を引用文書原典の発行年月日を除き原則として西暦に統一したが、一文中に年代が再出する場合には上2桁の数字を省略した。すなわち「07年」は再出時の1907年を意味している。
- 2) ①三木理史『世界を見せた明治の写真帖』（叢書・地球発見10）ナカニシヤ出版、2007。②三木理史「地誌と写真帖」（中西僚太郎・関戸明子編『近代日本の視覚的経験—絵地図と古写真の世界—』ナカニシヤ出版、2008）、145-158頁。
- 3) 三木理史「明治・大正期における府県写真帖の成立」地方史研究58-3、2008、20-41頁。
- 4) 天皇の訪問が1ヶ所の場合を行幸、2ヶ所以上の場合を巡幸、皇太子や皇后・皇太后の場合には各々行啓および巡啓とよぶが、それらを総称して行幸啓という（原武史『可視化された帝国—近代日本の行幸啓—』みすず書房、2001、6頁）。しかし、本稿で

- は煩瑣を避けて原則各々行幸と行啓で用語統一を図った。
- 5) 三木理史「1908年の宮城県行啓と写真帖編纂」奈良大地理19, 2013, 59-65頁。
  - 6) 三木理史「奈良県刊行の『府県写真帖』に関する考察」総合研究所報(奈良大学)16, 2008, 59-71頁。
  - 7) 三木理史「滋賀県行啓と写真帖編纂」奈良大地理23, 2017, 20-25頁。
  - 8) 解題も多くはないが、①佐藤次男「明治四十年茨城県写真帖解題」(茨城県編『明治四十年 茨城県写真帖』聚海書林, 1983), 1-7頁, ②吉村利男・瀧川和也「解説『三重県案内』と『三重県写真帖』について」(三重県生活部文化課県史編さん室編『明治百景—100年前の三重県—』三重県生活文化課, 2000), 143-148頁, ③佐藤雅也「資料紹介: 明治四十一年『宮城県写真帖』について」(仙台市歴史民俗資料館『仙台市歴史民俗資料館 資料集第三冊 写真資料(一)』仙台市教育委員会, 2005), 1頁, ④橋爪紳也「解題『大阪府写真帖』について」(橋爪監修・解題『大阪府写真帖 復刻』不二出版, 2010), 1-2頁など。
  - 9) 第二次世界大戦以前の行幸啓を最も体系的に解明した成果は前掲4)であるが、同書はそれに関わる地誌的刊行物についてはほとんど言及がない。なお太政官期の刊行状況は三木理史「地方行幸啓と治績報告書の変遷—明治期の東北行幸啓を中心に—」奈良大地理24, 2018, 19-25頁を参照。
  - 10) 前掲8) ④2頁。但し群馬県庁の編纂を嚆矢とする根拠は示されていない。
  - 11) 表1のように『島根県写真帖』の表題をもつ刊行物は管見の限り過去に2件存在し、本稿では峻別のために各々「1907年帖」と「1924年帖」と称することにした。
  - 12) 前掲4) 152-153頁。
  - 13) 筆者が島根県行政文書を調査したのは2008年2月で、当時は島根県庁で閲覧・撮影を行った。その後2011年11月に島根県公文書センターが開館し、本稿に用いた簿冊群は同センターに移管された。所蔵表記などは筆者の調査時点のものとしたが、同センター <https://www.pref.shimane.lg.jp/kobunsho/> のサイトから簿冊表題を手がかりに検索が可能である。
  - 14) 太政官期の行幸に関する先行研究は、①多木浩二『天皇の肖像』(岩波現代文庫G76), 岩波書店, 2002(初出は岩波新書版, 1988), ②佐々木克『幕末の天皇・明治の天皇』(講談社学術文庫1734) 講談社, 2005, 第三章(該当章の初出は1994), ③鈴木しづ子『明治天皇行幸と地方政治』日本経済評論社, 2002など多数認められる。
  - 15) 前掲4) 89-124頁。以下、特記のない行幸啓の事実関係は同書に拠る。
  - 16) 前掲4) 148頁。
  - 17) 前掲4) 152-153頁。
  - 18) 前掲4) 153頁。
  - 19) 前掲4) 153頁。
  - 20) 前掲4) 160-164頁。
  - 21) 前掲4) 160頁。
  - 22) 「東宮殿下山陰道行啓録」『明治四十年 行啓関係 十一冊ノ内十』(鳥取県立公文書館所蔵: 明治40知事官房2-1-595-10所収)。
  - 23) 前掲22)。
  - 24) 前掲22)。
  - 25) 「島根県行啓日誌」(庶務部『明治四十年 行啓二関スル書類(十四) 島根県』〔島根県庁所蔵: 配架番号1212-14〕所収)。
  - 26) 前掲25)。
  - 27) 皇太子が行啓、休憩・宿泊施設として利用した学校を中心に「御写真」を下賜したが、1907年山陰行啓時において京都府では1校、鳥取県では8校に対し、島根県では実に18校におよんだ(前掲4) 161頁)。
  - 28) 庶務係「行啓日誌」(庶務部『明治四十年 行啓二関スル書類十五(日誌) 島根県』〔島根県庁所蔵: 配架番号1212-16〕所収)。
  - 29) 山本尚郷・丹羽且次「復命書」『明治二十六年以降 御巡幸二関スル書類 一六』(鳥取県立公文書館所蔵: 明治26年2-1-506所収)。
  - 30) 写真帖には①島根県『明治四十年 行啓二関スル書類(写真帖調製関係書)』(島根県庁所蔵: 配架番号1212-23-10)の簿冊が、絵葉書には②「紀念絵葉書一途」(庶務部

- 『明治四十年 行啓二関スル書類』〔前同所蔵：配架番号1212-23-21〕所収)が、各々残存し、確認することができる。
- 31) 現物調査による同様の指摘は前掲2) ①166頁にある。但し前掲8) ④の指摘する群馬県<sup>(ママ)</sup>の先例はもちろん、本稿で用いる行政文書中にも前掲29)中に岡山県が「名所写真帖」を献上した記録があり、それが写真帖編纂自体の先行事例といえるが、管見の限りその刊行は確認できていない。また、前掲22)に鳥取市が写真帖を捧呈したと記録されるが、これも現物は未見で、刊行の形跡もない。
  - 32) 充安「写真帖末文ノ件」(明治40年5月4日)(前掲30) ①所収)。同文を1907年帖巻末に収録している。
  - 33) 天覧地代替機能については前掲3)を参照。
  - 34) 前掲2) ①141頁。
  - 35) 島根県庁青山久之助・内田正矩宛・関口栄「書簡」(明治41年5月6日付)(前掲30) ①所収)。
  - 36) ①山梨県庁『甲山峡水』山梨県庁、1909年(山梨県立図書館「山梨デジタルアーカイブ」、国立国会図書館〔NDL〕デジタルコレクション所収)。刊行の背景は②山梨県立図書館「画家・大塚蒼湖のプロフィールを知りたい」(レファレンス共同データベース／事例詳細) [https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref\\_view&id=1000255046](https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000255046) (閲覧日：2021年10月21日)を参照。
  - 37) 内田技手「写真帖特別製本ノ分増加ノ件」(明治40年5月10日稟浄写)(前掲30) ①所収)。
  - 38) 前掲5) 60頁。
  - 39) 第三部長「繪葉書ノ件」(明治40年3月21日)(前掲30) ①所収)。
  - 40) 第一部長「紀念繪葉書購求豫約数件ニ付島司各郡市長へ照会按」(明治40年3月20日)(前掲30) ①所収)。
  - 41) 松浦属「写真帖及繪<sup>(ママ)</sup>端書ノ件」(明治40年3月12日)(前掲30) ①所収)。
  - 42) 「縣下名勝地風景及著名工場写真帖」(明治40年3月12日)(前掲30) ①所収)。
  - 43) 前掲5), 6)。
  - 44) 島根県第三部長「写真帖ノ件ニ付各郡市長へ照会按」(前掲30) ①所収)。
  - 45) 島根県「命令書(按) 松江市写真師大野政助 全義守 濱田町写真師藤井保太郎」(明治40年3月23日)(前掲30) ①所収)。
  - 46) 島根県第三部長「写真帖ノ件ニ付各郡市長へ照会按」(明治40年3月23日)(前掲30) ①所収)。
  - 47) 嶋根県隠岐島司東文輔「乙庶第四五号文書」(明治40年3月28日)(前掲30) ①所収)。
  - 48) 美濃郡長千代延聰建「乙第一三〇号文書」(明治40年3月26日)(前掲30) ①所収)。
  - 49) 第三部長「美濃郡長へ照会案」(明治40年3月29日)(前掲30) ①所収)。
  - 50) 「松浦属宛内田技手書簡」(明治40年4月11日)(前掲30) ①所収)。
  - 51) 内田・吉岡「在京松浦属へ電答案」(明治40年4月24日)(前掲30) ①所収)。
  - 52) 内田技手「写真帖調製方ニ関スル件」(明治40年4月30日)(前掲30) ①所収)。
  - 53) 1912年『山梨県写真帖』の現物は未見で、国立国会図書館に『山梨縣寫眞帖 説明』山梨県、1912年(NDLデジタルコレクション所収)の所蔵を確認できるのみで、その印刷は又新社(甲府市)の野口英夫が請け負っていた。
  - 54) 山梨県『富士と御嶽』山梨県(印刷者：富士本写真館)、1925年(奈良大学図書館所蔵)。
  - 55) 前掲2) ①87頁。
  - 56) 前掲36) ②によれば、当時の山梨県知事武田千代三郎が東京から画家大塚蒼湖・鈴木尚重を招いて描かせたものとされている。
  - 57) 前掲2) ①173頁。
  - 58) 島根県「県庁舎の歴史」<https://www.pref.shimane.lg.jp/kanzai/rekisi> (閲覧日：2022年2月12日)。なお、その落成後1924年帖の巻頭は「島根県庁」である。
  - 59) 前掲2) ①32頁。
  - 60) 「知事献上品説明書」(島根県『大正六年 東宮殿下行啓一途 御使、御下賜 献上品印刷物 二止』〔島根県庁所蔵：配架番号1214-2-1〕所収)。
  - 61) 「知事献上品説明書」(島根県『大正十四年

秩父宮殿下御成一途』〔島根県庁所蔵：配架  
番号1216〕所収)。

62) 前掲4) 156-157頁。

63) 前掲7) 表3。

64) 前掲2) ①表2によれば、関口(児童新聞社)の関与が確認できる府県写真帖は、島根県を除けば、管見の限り石川県、大分県、宮崎県、鹿児島県にとどまっている。

## Relationship between Editing “The Photo Album by the Shimane Prefectural Government” and a Royal Visit around San’in Region in 1907

MIKI Masafumi

This paper clarifies how prefectural governments established photo albums by considering the administrative documents related to “The Photo Album by the Shimane Prefectural Government” as a pioneering work in Japan. The main findings are as follows.

1. A royal tour of the San’in region encompassing Tottori, Shimane and Yamaguchi prefectures on the coast of the Japan Sea in 1907 was one of the earliest formal visits by Prince Yoshihito taken over from Emperor Mutsuhito. As its aims included not just geographical tours and historical inspections but also prefectural administrative duties, the Shimane prefectural government edited and published a photo album about the region as a commemoration of the royal visit.
2. The Shimane prefectural government enlisted the services of Sakae Sekiguchi, a business operator in Tokyo who dealt in photo albums and picture postcards. He edited their photo albums and published them on the model of an engraving book titled “Kozan Kyosui”, which was published by the Yamanashi prefectural government in 1906.
3. After the Shimane prefectural government collected photographs related to each place of interest in its prefecture using similar cost-saving measures as Nara and Miyagi prefectures, it ordered photographers to take fewer photographs due to a lack of places because of high amounts of taking them.
4. The Shimane prefectural government had made a display of preferentially adopting modern facilities to make up for traffic difficulties during visits by considering the relationship between the shooting locations in its photo album and the routes of the royal visit in 1907.

**Key words:** “Photo Album by the Shimane Prefectural Government”,  
prefectural administrative photo album, administrative document,  
royal visit around San’in region, “Kozan Kyosui” engraving book